

戦後ドイツ社会政策論とその視座*

白井英之

1. はじめに

わが国の社会政策論は、かの大河内一男氏の社会政策論に代表されるように、労働問題に対する独自の視角と方法をそなえたものとして構想されたけれども、その後も引き継がれた労働問題への関心は、近年にいたるまでの社会政策論の基本的視角を規定し続けてきたと言ってよいであろう。それに対し、OECDの提唱を受けてわが国でも70年代後半に政府によって喧伝された「総合社会政策」論に代表されるような、それまでの労働問題を中心とする社会政策論とは別の視角から提示された社会政策論は、わが国のいわゆる伝統的とも言うべき社会政策論を強く意識し、わが国独自の社会政策論とは異なった論理で構成されている点を強調するものであった。そこにおいては、わが国の従来の社会政策論と新たな社会政策論たる「総合社会政策」論との断裂がつぎのように述べられている。すなわち、「我が国は戦前主としてドイツから『社会政策』の概念を取り入れ、労働力の保全政策ないしは分配政策を指す言葉として盛んに用いられた」が、「総合社会政策」の概念は「戦前のドイツ-日本的な意味とは全く異なるものであり、英米系の系譜を引き継ぐものである」と¹⁾。

社会政策をめぐる論争の対象として、さらには社会政策論の展開にあたって乗り越えられるべき対象として存在してきたという意味で、わが国の社会政策論を牽引してきた大河内氏社会政策論について言うならば、その形成の出発点のひとつとして、19世紀半ばから今世紀20年代までのドイツ社会政策論の詳細な検討²⁾、そしてそれを受け継いでなされたヴァイ

マル体制期の社会政策論者E.ハイマンの所論への徹底的な批判とそこから導出された「経済政策の一分肢」としての社会政策という位置づけの提起³⁾をあげることができるから、氏の社会政策論は「戦前のドイツ的」な社会政策論の遺産を、批判的ではあったにせよ、継承したものであった。その限りにおいては、いわゆる「労働力保全」論がドイツの社会政策論とは異なった大河内氏独自の社会政策論の中核をなすものであったとは言え、戦前のドイツ的なものが、その後のわが国の社会政策論の基本的枠組みを形づくっていたととらえることも許されてよいであろう。それゆえに、上に見られるような「総合社会政策」論における従来のわが国の社会政策論の把握や「総合社会政策」の実践的推進の提起は、社会政策学に携わってきた者にとっては、それまでのわが国の社会政策論と社会政策の実際とを再考する契機ともなったのであった⁴⁾。

他方、旧西ドイツにおいてはすでに1950年代に入ってから、如上と類似した対立的図式が社会政策に関わる研究者や実務家の間で顕在化していたことに、ここでは注目しておきたい。すなわち、「労働者」という「特定階層」を対象とする伝統的あるいは「古典的」と称される社会政策論⁵⁾と、ドイツ版ソーシャル・ポリシー論とでも言うべきゲゼルシャフトspolitik 論という新興の社会政策論との間の対立がそれであった⁶⁾。この、いまから40年ほど前にドイツにおいて生じていた新旧の社会政策論のパラダイムをめぐる論争、さらにはその後の社会政策論の展開がいかなるものであったのかという問題を考察し、それがわれわれに示唆するところを検討しておくことは、「総合社会政策」論の提唱以来のわが国社会政策論の視角を再考する上でも意義あることと思われる。以下の試論は、上述のようなわが国の社会政策論の状況を念頭においた上で、戦後から現在にいたるドイツ社会政策論の展開をあとづけつつその基本的視座をさぐり出し、現代社会政策論が直面している問題を浮かび上がらせようとするものである。

戦後ドイツ社会政策論とその視座

- * 本稿は、1996年5月18日、日本大学商学部において開催された社会政策学会第92回大会で筆者がおこなった「現代ドイツ社会政策論の特質」と題する報告にもとづいて書かれたものである。
- 1) 経済企画庁国民生活政策課編『総合社会政策を求めて——福祉社会への論理（総合社会政策基本問題研究会報告書）』、大蔵省印刷局、1977年、15-16、67ページ。
 - 2) 大河内一男『独逸社会政策思想史』、日本評論社、1936年（同『独逸社会政策思想史（上）（大河内一男著作集第一巻）』、青林書院新社、1968年、同『独逸社会政策思想史（下）（大河内一男著作集第二巻）』、青林書院新社、1969年）。
 - 3) この点についてはつぎの拙稿で検討している。「エドゥアルト・ハイマン試論——ハイマンの社会学的認識をめぐって——」、上野 格編『経済と文化——成城大学経済学部創立四十周年記念論文集——』、新評論、1991年。
 - 4) わが国の社会政策学会が「総合社会政策」をテーマとしてとりあげたのは、1981年11月に開催された社会政策学会第63回研究大会においてであり、その主要報告内容についてはつぎの叢書にまとめられている。西村豁通、木村正身編『総合社会政策と労働福祉（社会政策学会研究大会社会政策叢書第Ⅶ集）』、啓文社、1983年。
 - 5) 「古典的」社会政策論と言う場合、ここでは講壇社会主義的な社会政策論よりもむしろ、ドイツ社会政策論の伝統の一翼を担っていた今世紀初頭以後の社会学的社会政策論に、とりわけその代表のひとりと目される O.v. ツヴィーディネク-ズーデンホルストの「社会形成」論に、重心をおいたとらえ方である。こうした把握は W. ヴェディゲンによってなされたもので、彼自身はこの「古典的」社会政策論の継承者として自分を位置づけていた。ここで強調されるのは、ドイツの「古典的」社会政策の課題は、階級、職業身分、あるいは特権的階層、といったいわば「特定階層」を対象とし、それらの諸関係から生ずる緊張、闘争、機能麻痺などを回避・克服すべく社会全体をどのように平和に保つかに向けられていた、ということであった。ナチス期のいわゆる職業身分的社会政策論の提唱者としてのヴェディゲンの役回りには十分配慮する必要があるけれども、ここでは彼が「古典的」社会政策論の始祖としてツヴィーディネクをあげ、かつツヴィーディネクによる社会政策の把握が、それまでの「倫理的-人道的な立場からの労働者保護政策」としての社会政策論に、つまり講壇社会主義的社会政策論に、とって代わるものとして位置づけられている点に注目しておきたい。Vgl. Walter Weddigen, Erdrutsch in der Wissenschaft Sozialpolitik? in: Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, 87. Jg., 2. Hbd., 1967,

S. 417-419. ただし講壇社会主義にせよ、ツヴィーデーネク流の社会政策論にせよ、いずれも社会政策の対象を、①ある共通の利害を有し、②ある共通意識を有し、③自生的であれ、(国家等による)強制であれ、労働組合や共済の組合といった連帯的共同体を形成していた、あるいは形成しえた、という条件を充たすような「特定の階級ないし集団」を想定していたという点で両社会政策論は共通の視座を持っていたと言える。

- 6) この事情についてはわが国でもすでに早い段階の時期に、中村貞二教授や故大陽寺順一教授らによって、綿密に紹介・検討されている。中村貞二「社会政策の近代理論」、『山口経済学雑誌』、第13巻第5号、1963年2月。大陽寺順一「西ドイツ社会保障論の展開」、『一橋論叢』、第54巻第3号、1965年9月。同「西ドイツ社会政策論の岐路」、『同』、第59巻第2号、1968年2月。

2. 戦後ドイツにおける社会政策論

(1) 社会政策への現代的接近

ここ20年ほどの間のドイツ社会政策論の動向を見てみると、必ずしも伝統的社会政策論やゲゼルシャフトspolitik論の流れがそのまま続いているわけではなく、むしろ、社会政策論は他の学問領域の草刈り場のようなになった、とも受け取られるような事態が進展してきたように思われる。その若干例を、以下にあげてみよう。

そのひとつは、ゲゼルシャフトspolitik論が台頭しはじめたころ、とりわけ60年代に入って以降、顕著になってきた経済学的な立場からの社会政策への接近である。この傾向については、ゲゼルシャフトspolitik論との関連であとでとりあげることにしたい。

他の代表例としては、たとえば社会政策に対する社会学的な分析があげられよう。ただし、ここで言う「社会学的」とはシステム分析的手法であって、ドイツの伝統的社会政策論の一端を担ったいわゆる社会学的社会政策論における視角とはまったく質の異なった社会学である。現代社会学的な分析手法の特徴について論じたF.-X.カウフマンは、社会政策を社会学の研究対象とする場合の特徴のひとつとして、60年代末からアメリカ社会

学の多大な影響をドイツ社会政策論が受けたことをあげている。それは、あの政策主体の目的—手段連関を問うヴェーバー的な問題構成が時代遅れのものとなり、むしろ作用に力点をおいたシステム分析が隆盛になっている、という指摘であった¹⁾。

また10年ほど前、ドイツ社会政策のある専門研究誌上で試みられた社会政策研究の類型化によれば、経済学的な立場からの社会政策論はひとつの主要潮流として認められているのに対し、伝統的社会政策論はもとより、ゲゼルシャフトspolitik論すらも社会政策の潮流として位置づけられていなかった²⁾。これは社会政策論のいかなる状況を物語るものであろうか。はたして、歴史あるドイツの社会政策論はゲゼルシャフトspolitik論をも含めて解体的状況に陥っていると評価されているのであろうか。

こうしたことからつぎのようなことを類推することが許されてもよいと思われる。すなわち、ドイツにおいて、独自のディンプリンとして社会政策論を保持しようとする社会政策研究者にとって、ここ20-30年ほどの状況は、社会政策とは何か、という問題に自己を向き合わせねばならないような状況が展開していたのではないか、ということである。そうした中で、ドイツでは最近10年ほどの間に、社会政策論の復権が唱えられているかのようにも見える。

そこで以下では、その経緯と現状について、第二次大戦後の社会政策論にまで遡って整理しながら明らかにし、さらにそれとの関連で、社会政策論の独自性と称される特異な論点を提示し、その目指す方向について考察しておこう。

- 1) Vgl. Franz-Xaver Kaufmann, Elemente einer soziologischen Theorie sozialpolitischer Intervention, in: ders. (Hrsg.), Staatliche Sozialpolitik und Familie, München u. a. 1982, S. 49 ff.
- 2) それによれば社会政策の研究の方法的立場はつぎのように分類される。

① 応用社会学の影響を受けた社会学的社会政策論ないし政治社会的社会政策論

戦後ドイツ社会政策論とその視座

- ②経済学的アプローチにもとづく経済学的社会政策研究
- ③法的制度を研究の中心に据える社会法としての社会政策研究
- ④社会行政の見地から社会教育や社会サービスを対象とする社会政策研究
- ⑤歴史的アプローチとしての社会政策史研究

Vgl. Johann Behrens u. Stephan Leibfried, Sozialpolitische Forschung - Eine Übersicht zu universitätsnahen Arbeiten -, in: Zeitschrift für Sozialreform, 33. Jg., Heft 1, 1987, S. 1 ff.

(2) ゲゼルシャフトspolitik論の視座

ドイツ社会政策論は第二次大戦後、ゲゼルシャフトspolitik論が新興の社会政策論として登場したことで新たな段階に入ったとされるが、ここでは、ゲゼルシャフトspolitik論の提唱者たるG.マッケンロートやH.アヒンガーらの立論¹⁾の中から、あとの議論とも絡む若干の論点を、わが国の先行業績をも併せて参考にしながら²⁾ あげておくことにしよう。

その第1は政策対象に関わる論点である。ゲゼルシャフトspolitik論は、労働者という「特定階層」集団に対する国家的対応を社会政策と把握していた伝統的社会政策論を「時代遅れ」のものとし、新たな政策対象として「家族」を据えた。このことは、政策の対象として特定の性格規定を受ける集団——たとえばその典型は労働者階級という規定である——が、概念的に解体されたことを意味している。それによってゲゼルシャフトspolitik論は、伝統的社会政策論が保持していた、共通利害に立つ階層あるいは集団を対象とする視座を放棄したことになる。さらに見方を少し変えれば、——対象がある特定の階層・集団に限定されないわけであるから——これを政策対象の拡張とか全体化とか、としてとらえることもできるであろう。

第2は政策手段に関して、「家族」の経済的基盤たる「家計」をめぐる展開される政策への経済的視座を提供したことである。これは社会政策の手段として、経済的経路を強調したものにはかならない。マッケンロート

になれば、社会政策は「もっとも基本的な経済循環の調整」が問題とされねばならないのであった³⁾。したがってこの場合、社会政策は経済政策的手段に巻き込まれざるをえなくなるであろう。

第3に政策主体をめぐる問題があげられる。ゲゼルシュフツポリティーク論は、理論体系としては生活技術論に傾き、伝統的社会政策理論にあったような社会政策の固有に「思われた意味」への、とりわけ主体の「思われた意味」への視点が抜け落ちている。これは社会政策の主体の閑却にも繋がるし、ひいてはこの点は、論理構成的に「目的—手段」分析が希薄化し、単に政策の「作用」の分析に重点が移されてゆくことにもなる。

ここで、伝統的社会政策論の主要な問題関心領域であった労働問題をゲゼルシュフツポリティーク論の見地から再構成することを試みたW.シュライバーの視座をとりあげておこう。彼は労働者たる世帯主がいるノーマルな家族を想定し、しかもその世帯主は「ひとりの人間の中に、父親、労働者、資産家としての性格を持ち、所得の源泉は資産にあるのではなく、ほとんど労働にある」人々とされる。彼の用語にしたがうならば、これが「経済市民 Wirtschaftsbürger」の通常の姿である⁴⁾。彼の社会政策論は、家族を支える「経済市民」の当座の所得維持のみならず世代間の所得維持の観点から構想されることになる。これはマッケンロートの主張と通じ合っており、労働から得られる所得に社会政策の本質的な規定要因を見出したものであった。シュライバーによれば「社会政策をつくりあげていくうえでの主要課題は、今日の労働者の生活状態を分析することにある。……労働意欲をもつ者が自分の労働力を所得の源泉として利用できるような状態にすることが必要⁵⁾になる。したがって完全雇用（失業防止）⁶⁾、生涯所得の分配⁷⁾が労働問題政策の中心におかれる。これは、所得獲得の機会の維持と創出（たとえば、失業防止、長期的雇用、就労のための教育）が社会政策の課題になることを意味するのであって、ゲゼルシュフツポリティーク論の基本的視座は、ノーマルな経済活動に従事する「経済市民」の涵養

を目的とする、経済的経路をとおしての、政策の総体であった、と特徴づけてよい。

ここにおいては、社会政策と経済政策との同調性ないし整合性が重要視されることになるであろう。そしてそこにこそ、E.リーフマン-カイルを出発点とする「社会政策の経済理論」が生み出される素地が十分にあったと言える⁸⁾。しかし、このリーフマン-カイルの立論は、ゲゼルシャフツポリティーク論における政策対象としての家族をさらに解体しつつ、「稼得者」あるいは「稼得能力者」なる個人にとって代えたかのように思われる。シュライバーも早くからその問題点を見抜いていたようで、つぎのように危惧を表明していた。リーフマン-カイル的な「社会政策の経済理論」の視座は、「社会政策には人的対象はない。あるのは社会政策的考察観点のみ」であって、その際の「重要な基準は社会全体と成員個人の厚生 of 極大」にあるにすぎない、と⁹⁾。

こうして「社会政策の経済理論」化は、ゲゼルシャフツポリティーク論の持っていた経済同調性の観点を前面に押し出すことになった。けれども、ゲゼルシャフツポリティーク論が持っていた家族という対象への視座からは乖離していったのである。

ではその後、ゲゼルシャフツポリティーク論はどのような問題に直面することになったのか。つぎに70年代以降の状況を見ておくことにしたい。

- 1) Gerhard Mackenroth, Die Reform der Sozialpolitik durch einen deutschen Sozialplan, in: Schriften des Vereins für Sozialpolitik, N. F., Bd. 4, Berlin 1952, S. 39ff.; Hans Achiger, Sozialpolitik als Gesellschaftspolitik. Von der Arbeiterfrage zum Wohlfahrtsstaat, (1. Aufl., Hamburg 1958,) 2. Aufl., Frankfurt am Main 1971.
- 2) 本稿, 第1節, 注6), 参照。
- 3) G. Mackenroth, a. a. O., S. 43.
- 4) Wilfrid Schreiber, Existenzsicherheit in der industriellen Gesellschaft, (Köln 1956,) in: Erik Boettcher (Hrsg.), Sozialpolitik und Sozialreform. Ein einführendes Lehr- und Handbuch der Sozialpolitik, Tübingen 1957,

S. 82ff. u. 93.

- 5) W. Schreiber, Sozialpolitik in einer freien Welt, Osnabrück 1961, S. 12.
- 6) Ebenda, S. 15.
- 7) 工業化社会における「三局面の生, すなわち児童・青年期, 労働年齢期, 引退期, のための生涯所得の分配の問題」を指す。Ders., Existenzsicherheit in der industriellen Gesellschaft, a. a. O., S. 81.
- 8) Elisabeth Liefmann-Keil, Ökonomische Theorie der Sozialpolitik, Berlin u. a. 1961. リーフマン-カイルの所論についてはすでに検討を加えた。拙稿「ハインツ・ランペルト社会政策論の問題構成」, 『成城大学経済研究』, 第130号, 1995年10月, 参照。
- 9) W. Schreiber, Zur Frage des Standorts der Sozialpolitik-Lehre im Ganzen der Sozialwissenschaften, in: Friedrich Karrenberg u. Hans Albert (Hrsg.), Sozialwissenschaft und Gesellschaftsgestaltung. Festschrift für Gerhard Weisser, Berlin 1963, S. 351.

(3) ゲゼルシャフトspolitik論の隘路

1970年代半ば以降のドイツの経済社会の状況は、ゲゼルシャフトspolitik論そのものの真価を問うことになった。経済的には石油危機を契機とする74年以降の経済成長の急激な後退, およびその結果としての社会政策抑制措置(たとえば社会民主党政権下での医療抑制法, 年金スライドの固定化)¹⁾が, また政治的には76年の連邦議会選挙に向けてテーマ化された, キリスト教民主同盟による「新しい社会問題」の提起が, その契機としてあげられるであろう²⁾。

前者の経済的側面の問題に関しては, このころの米・英流の「小さな政府」論の流れに乗って, ドイツにおいてもウルトラ・リベラリズムなどと称されるグループが表舞台に出てきた。とくに80年代に入ってから, 彼らの社会政策への攻撃は激越であった。具体的には, 社会給付の膨張, それに伴う企業負担の増大, 行政の肥大化, そしてそれらに付随して生ずるモラル・ハザード等々, 社会政策的諸施策とその結果に対する攻撃はとどまるところを知らぬ, という観があった。それと併せて, 彼らは社会政策論

そのものの理論の「不在」を突いてきた。社会政策にはもはや固有の政策領域も、学問としての対象領域もない、と言うのである。その代表者であったA.グートヴスキは、「いまや早急に必要とされるのは、労働・社会領域に関する経済理論である」と主張した³⁾。とりわけ社会政策的諸施策は、官僚制の肥大化をも含めて、市場メカニズムに負の作用しかおよぼさない、という観点から徹底的な非難が浴びせられたのであった。ここでは、あらゆる施策の絶対的基準は市場経済原理におかれることになるのである。そして、社会政策の「転換 Wende」とか「建て直し Umbau」とかが声高に唱えられた⁴⁾。

第2にあげた政治的な問題としての「新しい社会問題」についてはどのようなインパクトがあったと考えられるであろうか。「新しい社会問題」は、シュライバーが言うような「経済市民」から逸脱した社会的弱者たる縁辺集団——たとえば年金だけでは生活できない高齢者、多子家庭の主婦、身体・精神障害者、子供、等々——は「組織されない人々」とされ、「組織された人々」と真っ向から対立すると定式化された⁵⁾。ゲゼルシャフトポリティーク論は、経済過程の中に取り込まれた家族が前提となって構成されていたわけであるから、このような逸脱の人間像を取り込む視角は持ち合わせていなかったと言える。またこの縁辺集団は、グループ、すなわち集団という表現がなされているが、労働者階層というような共通の利害集団として意思表示ができるような集合体ではなく、利害が集約できないような、単にばらばらに存在する個人的状況を総称したものにはほかならない。そしてさらに重要なことは、ゲゼルシャフトポリティーク論にあったような経済同調性から、彼らが疎外されているということである。これは、ゲゼルシャフトポリティーク論の限界を露呈するとともに、社会政策論の課題のひとつとして、社会の縁辺に位置する弱者をその射程の中にどう収めるのか、という問題を投げかけることになったと思われる。

こうした状況のなかで、社会政策と社会政策論の復権をはかる動きが生

まれつつあった。その代表としてH.ランペルトをあげることができよう。私はすでに彼の社会政策論について、これまで細部にわたって検討を加えてきたけれども⁶⁾、ここでは彼の基本的な位置をつぎのように確認しておくことにしたい。すなわち、ランペルトは自由主義陣営からの批判に対しては、社会政策と経済政策の依って立つ原理の相違を示唆することによって、またさきにあげた「新しい社会問題」をも彼の社会政策論の射程に収めることによって、社会政策論の固有領域や社会政策学の学問としての独自性を強調することになった、と。

こうした問題に答えるためには、おそらくつぎの点が明確に提示されねばならないのではなかろうか。それは第1に、現実の問題として財政負担や経済的非効率を招来しても、つまり市場経済システムを侵害してもなお、社会政策の諸施策を実施せねばならない、という点を解明する論理が準備されるかどうかという点。第2は、個々の未組織な、疎外的状況に置かれた縁辺的集団をどのように把握するかという点である。この問題を明らかにすることが、いまや社会政策論に課された課題とならねばならなかったのである。

- 1) Vgl. Philipp Herder-Dorneich, Von der „klassischen“ Sozialpolitik zur „Sozialen Ordnungspolitik“, in: ders. u. a. (Hrsg.), Sozialpolitik als Prozeß, Baden-Baden 1992, S. 134 ff.
- 2) CDU-Bundesgeschäftsstelle (Hrsg.), Zum Thema: Unsere Politik für Deutschland. Mannheimer Erklärung, Köln 1975.
- 3) Armin Gutowski u. Renate Merklein, Arbeit und Soziales im Rahmen einer marktwirtschaftlichen Ordnung, in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 30. Jahr, 1985, S. 51.
- 4) Vgl. Heinz Lampert, Voraussetzungen einer Sozialstaatsreform - kritische Anmerkungen zur aktuellen Diskussion über den Umbau des Sozialstaates, in: Jahrbücher Nationalökonomie und Statistik, Bd. 214, 1995, S. 513 ff. なお、以上の点については、拙稿「現代ドイツ社会政策論批判の二類型(1), (2)」、『成城大学経済研究』, 第125, 126号, 1994年7月, 10月, において検討した。

- 5) CDU-Bundesgeschäftsstelle (Hrsg.), a. a. O., S. 32 ff.
- 6) 前掲拙稿の他に、拙稿「ハインツ・ランペルト社会政策論の問題構成」、『成城大学経済研究』、第130号、1995年10月、同「社会政策概念の導出について——ハインツ・ランペルト社会政策論の射程(1)——」、『同』、第132号、1996年3月、同「社会政策論における主体認識と対象——ハインツ・ランペルト社会政策論の射程(2)——」、『同』、第134号、1996年10月。

3. 現代ドイツにおける社会政策論の復権と模索

シュライバーの言う「経済市民」を基礎におくゲゼルシャフツポリティーク論は一種の閉じた経済構造の中で営まれる人間の生産的活動を前提としていたこと、ゲゼルシャフツポリティーク論そのものが「社会政策の経済理論」と親和性を持っていたこと、そしてその親和性を持っていたがゆえに、経済的な限界が明らかになったときにゲゼルシャフツポリティーク論みずからがのっぴきならない立場に追い込まれざるをえなかったこと——これらのことから推し量ることができるのは、社会政策論そのものの問題構成を再検討すべきだという気運が醸し出されたということである。社会政策には社会政策固有の問題領域と論理があることが示されるべきであるとの考えが社会政策学者を強くとらえることは自然の成り行きであったと言えよう¹⁾。現在のドイツ社会政策論は、戦後台頭したゲゼルシャフツポリティーク論をも含めて、その認識装置を解体し、まったく新しい問題構成をとらねばならないのか、あるいはそこに新たな認識装置を加えることによって再生がはかられうるのか、という岐路に立たされることになったのである。では、ランペルトの社会政策論からどのような現代的視角をとりだすことができるのであろうか。この問題を考えるにあたっては、彼がどのような観点から社会政策の固有性あるいは独自性を主張しようとしていたのかについて再検討しておく必要があるであろう。

この点については、彼の社会政策規定にもっともよくあらわれていると言える。彼が提示した社会政策とは、その対象を「社会的・経済的弱者」

とし、彼らの「生活状態（ないし生活の地位）の改善」を、「社会の基本目標に沿って適切な手段で」おこなうこと、と規定されることになった。この中には、「弱者」への転落防止も含まれている²⁾。

ここで最大の問題となるのは、「弱者」という対象規定であろう。なぜならば、これまで見てきたように、伝統的社会政策論せよ、新興理論としてのゲゼルシャフツポリティーク論にせよ、まずその政策対象をいかなる見地からどのように把握するかに応じて、その問題構成が異なってきたからである。ランペルトは、政策対象たる「経済的・社会的弱者」を一義的に定めてはいないけれども、それは、彼の社会政策の規定が、「時代や地域に左右されない」ものを目指しているからである。たとえば、工業化が緒についたばかりの時代においては、児童や婦人労働者、過酷な労働条件のもとでの一般労働者、あるいはもっと広くとれば、従属的労働者が対象となる。こうした規定は、まさに伝統的社会政策論を戦後も堅持していたとされるヴェディゲンやG.アルブレヒトの規定³⁾に繋がっていると言える。しかし、ランペルトの見るところ、現代の「弱者」はそうしたものに求められてはいない。彼が念頭に浮かべる現代の「弱者」とは、さきにもふれた「新たな社会問題」において浮上した「社会的弱者としての縁辺集団」、すなわち「組織化」が困難な人々をも含めて考えられており、「全盲者、聾啞者、身体障害者、精神病患者、アルコール中毒者、麻薬中毒患者、不定住者」、さらには失業といった境遇におかれた個々人までも含んでいるのである⁴⁾。

こうした「人々」や「個々人」は、ゲゼルシャフツポリティーク論の対象の中心として措定されていた家族とその営みの基盤である家計とが、まさに「弱い」状態、あるいは極端に言えば崩壊している状態が顕在化したものであるととらえることができる。あるいは、逆に「個人」が、家族的紐や家計を「弱く」してしまふ要素になる可能性が十分ある、ともとらえることができる。ランペルトはこのようにはっきりとは述べていないけれど

も、この点を考え併せるならば、彼の政策対象論をつぎのように再構成することが許されるのではなからうか。彼は、ゲゼルシャフトspolitik論からさらに逸脱する領域、つまり何らかの社会的紐帯を喪失し、自立的に生きることのできない個人の領域を提示し、そこにおいてふたたび社会政策論復権の足がかりをつかもうとしているのではないかと。

こう考えた場合、彼が社会政策論のもつ独自の視座を、まず第一に個人の非経済的側面に求めることも理解できよう。「弱者」とは、彼によれば、「経済活動に未だ関わっていない、もはや関わっていない、あるいは根本的に関わることがない」人々と規定されているからである⁹⁾。

おそらくこうした視座は、ランペルトの言う社会政策の原理というものを強く規定しているのではないかと思われる。たとえば、連帯性原理 Solidaritätsprinzip が強調されることなどはそのひとつの例であろう。そこでは「連帯的共同体」とでもいうべきものへの個々人の復帰こそが、社会政策の大きなテーマとされる。「連帯的共同体」の最小単位は家族であるけれども、それは家族に限ることなく、ゲマインデであったり、組合や諸々の団体であったりする。したがって、社会政策に有効な視角はこの「非経済的側面」の個々人を、連帯原則にもとづいてどのようにつながりのあるものにするか、ということになるのである。

しかし、この点を一步すすめてとらえれば、これは何も逸脱した個人には限らない。それは社会的紐帯が弛緩し、社会的構成要素が個人単位へとアトム化してゆくという現代の社会的趨勢にもあてはまるであろう。彼が近年さかんに強調していることは、社会政策の独自の領域とは、社会的な、すなわち、ゾツィアールな領域であって、それは生きた人間同士の関係によって形成される領域なのだ、ということであるけれども¹⁰⁾、まさにそれはこういった社会的連帯性の観点を強調したものではないであろうか。そこにおいては、かつてシュライバーが懸念したような「個々の厚生 of 極大化」をはかる社会政策論の出現とは次元の異なった社会政策が生み出さ

れるのは当然のことであろうし、ランペルトがつねづね言う、社会政策と経済政策とは基本的な部分において異なるのだ、という主張の根拠もこのあたりに求められてよいであろう。

- 1) H. Lampert u. Albrecht Bossert, Die Soziale Marktwirtschaft - eine theoretisch unzulänglich fundierte ordnungspolitische Konzeption? in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 32. Jahr, 1987, S. 109 ff.
- 2) Vgl. H. Lampert, Lehrbuch der Sozialpolitik, 3. Aufl., Berlin u. a. 1994, S. 3 f.
- 3) W. Weddigen, a. a. O., S. 418. また, アルブレヒトの社会政策の規定については, 拙稿「社会政策概念の導出について」, 57ページ以下, 参照。Vgl. Gerhard Albrecht, Sozialpolitik, Göttingen 1955, S. 11.
- 4) H. Lampert, Art.: Sozialpolitik, I: staatliche, in: Willi Albers u. a. (Hrsg.), Handwörterbuch der Wirtschaftswissenschaft, Bd. 7, Stuttgart u. a. 1977, S. 70.
- 5) H. Lampert, Leistungen und Grenzen der „Ökonomischen Theorie der Sozialpolitik“, in: Ph. Herder-Dorneich u. a. (Hrsg.), Sozialpolitik als Prozeß, Baden-Baden 1992, S. 125 ff.
- 6) H. Lampert, Die soziale Dimension gesellschaftlichen Wirtschaftens, in: Katholische Sozialwissenschaftliche Zentralstelle Mönchengladbach (Hrsg.), Kirche und Gesellschaft, Nr. 188, Köln 1992, S. 3 ff.

4. 結びに代えて —現代社会政策論の課題—

以上にまとめたようなランペルトの社会政策論は、政策の手段論や主体論とも結びついて構成されねばならないであろう。さきあげたように、彼は社会政策の規定において、政策遂行にあたっては「適切な手段」を用いると言っていた点¹⁾、そして社会政策の独自領域の存在を主張する点からすれば、「連帯的共同体の回復」という目的に向けての手段が経済的なものである必然性はないように思われる。むしろ問題の重心は、手段を選択する主体にあると言える。ランペルトは政策の主体を一貫して国家と規

定し続けてきたから、つぎのような問題が浮かび上がってくるのではなからうか。それは、国家がこうした「連帯的共同体」に代表されるような社会的な機能の形成を促進せねばならないのはなぜか、という問題である。ゲゼルシャフトspolitik論において、かかる点はその問題構成の中に組み込まれてはおらず、いわば社会政策の作用論や技術論を重要視することでこの点についての思考を停止させてしまったということは、わが国の先行業績の貴重な指摘であったが²⁾、ランペルトはこの問題を避けることができなかつたようである。これを補足性原則 Subsidiaritätsprinzip をもって説明することは可能であろうが——ランペルトもそうした論法を提示しているけれども³⁾——、では、なぜこの原則で国家が導き出されるのであろうか、という問いに対する彼の明確な回答を見出すことは、いまのところむづかしい。あるいは別の見地に立って社会政策的ニードと資源充足という関係から国家を導き出そうとする発想も彼は他方で抱いているけれども、その考察も国家の原理的問題にまでじゅうぶん踏み込んでなされているとは言えないのではなからうか⁴⁾。

その点、彼は社会的価値規範を導入せざるをえなかつたように思われる。価値規範とは社会成員のだれもが共有し、納得しうる「基本目標」を指している。具体的には、自由、平等、社会的正義、人格の自由な展開、社会的安寧、といったものがそれであり、それらは、そのときどきの時代や地域に支配的になっているものであって、国家はこうした社会の究極的な目標の実現を目指す、そして社会政策もそのための一政策であり、社会的領域を担うものが社会政策である、ということになる。

こうした諸点からすれば、ドイツの現代社会政策論においては、価値規範と国家を前面に押し出したという意味で伝統的な社会政策論を底流とし、また他方で、家族さらには共同体的団体などの担い手の機能の回復を重視するという意味でゲゼルシャフトspolitik論とも共鳴しあう社会政策論が再生しているととらえることも許されよう。こういった点につい

ではランペルト自身もまだ十分には議論を展開しているとは思えないけれども、「社会政策の経済理論」に対抗する「社会政策の社会理論」が構想されるとするならば、それは伝統的社会政策論とゲゼルシャフツポリティーク論の成果に立って、現代社会の構造的変化に対する認識を強力に、そして明確に打ち出した上で構成し直されねばならないということを、彼の議論は示唆しているように思われる。

- 1) H. Lampert, Lehrbuch der Sozialpolitik, 3. Aufl., a. a. O., S. 3f.
- 2) 本稿, 第1節, 注6), 参照。
- 3) H. Lampert, Lehrbuch der Sozialpolitik, 3. Aufl., a. a. O., S. 402ff.
- 4) H. Lampert, Notwendigkeit, Aufgaben und Grundzüge einer Theorie der Sozialpolitik, in: Theo Thiemeyer (Hrsg.), Theoretische Grundlagen der Sozialpolitik. Schriften des Vereins für Socialpolitik, N. F., Bd. 193, Berlin 1990, S. 21 ff.

本稿は平成8年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。